

『マリンレモン』商標使用申請方法が変わります（R6.6～）

「マリンレモン」という名前で商品を販売する場合、市の許諾が必要となります。

マリンレモンの条件に合う内容で栽培されているかを確認するため、
所定の書類を提出いただき、市が名称の使用を保証するものとしています。

＜マリンレモン生産者＞

提出書類

- ①商標使用許諾申請書
- ②暴力団関係者でないことの誓約書



申請書(イメージ)

佐伯市で栽培 ○
品種はユースタ又はリスボン ○
佐伯市の魚粉入り肥料使用 ○

＜佐伯市農政課＞

内容確認後、市から許諾証を発行
→認証完了

許諾は、市が許諾した日から1年間有効
※継続の場合、毎年申請が必要



「マリンレモン」の濫用を防ぐためにも、
生産者皆様のご協力をお願いいたします。

認証後は、名称使用の他

- ・ロゴマーク
- ・ブランドマークシール
- ・ポスター、のぼり

等の宣材が使えるように！



！ 「マリンレモン」の条件に合わないものをマリンレモンとして販売するなど、名称の不適切な使用があった場合は、許諾取り消しとなる場合があります。

『マリンレモン®』 商標使用申請方法が変わります (R6.6~)



『マリンレモン』の生産拡大にともない、

『マリンレモンとは何か?』をより伝えやすくするために、

マリンレモンブランドをリニューアルしました

変更点1 果実の要件を明確化

以下3つの要件全てに該当すること

- 1) 佐伯市で生産したレモン
- 2) 品種はアレンユーレカまたはリスボン
- 3) **佐伯市産の海産物由来資材を使用して栽培 (新)**

※SDGs (持続可能な地域資源の循環)への取組

(注) グリーンもイエローも「マリンレモン」です

変更点2 加工品の要件を明確化

- 1) レモンに関する各原材料(果実、果汁、香料など)には**マリンレモン認証済みの各原材料を使用**すること
- 2) 消費者や取引先等からの商品に対する問い合わせやクレーム等の窓口が設置されていること
- 3) 上記内容について、情報の公開および資料の提出が可能であること

変更点3 承諾の有効期限は1年間

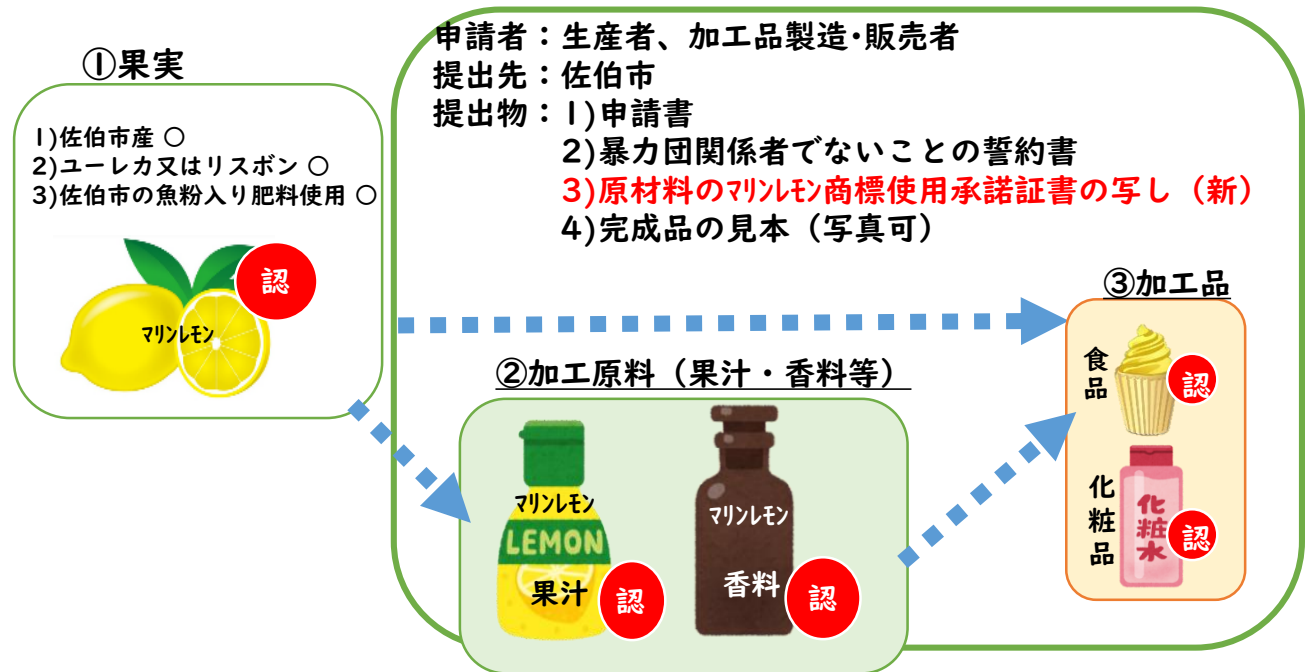
継続の場合も、毎年申請をお願いします。

変更点4 ロゴマークが誕生!

使用する場合はロゴマーク使用ガイドラインを遵守してください(佐伯市HP参照)
ミのぼりなどの販促資材もありますので、ご相談ください。

★『マリンレモン®』は佐伯市が商標登録しています。名称およびロゴ使用の際は佐伯市への申請が必要です

商標使用申請のながれ



申請者: 生産者、加工品製造・販売者

提出先: 佐伯市

提出物: 1) 申請書

2) 暴力団関係者でないことの誓約書

3) **原材料のマリンレモン商標使用承諾証書の写し (新)**

4) 完成品の見本 (写真可)

①各生産者は、申請書と誓約書を市に提出

②加工原料 (果汁・香料等) の製造・販売者は、
原材料である果実の承諾書の写しを添えて申請

③加工品 (食品・化粧品) の製造・販売者は、
原材料 (果実・果汁・香料等) の承諾書の写しを添えて申請



マリンレモン商標に関する問い合わせ先
佐伯市農林水産部農政課園芸振興係
担当: 木本 TEL0972-22-3239